

議案第8号

佐倉市の議会の議員及び市長の選挙における選挙公報発行に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

佐倉市の議会の議員及び市長の選挙における選挙公報発行に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年11月25日提出

佐倉市長 西田 三十五

佐倉市条例第 号

佐倉市の議会の議員及び市長の選挙における選挙公報発行に関する条例

の一部を改正する条例

佐倉市の議会の議員及び市長の選挙における選挙公報発行に関する条例（昭和49年佐倉市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第5条中「世帯」を「各世帯」に改め、同条に次の1項を加える。

2 委員会は、前項の各世帯に選挙公報を配布することが困難であると認められる特別の事情があるときは、選挙公報につき、同項の規定により配布すべき日までに新聞折込みその他これに準ずる方法による配布を行うことによつて、同項の規定による配布に代えることができる。この場合においては、委員会は、市役所その他適当な場所に選挙公報を備え置く等当該方法による選挙公報の配布を補完する措置を講ずることにより、選挙人が選挙公報を容易に入手することができるよう努めなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。